料　金　表　【訪　問　介　護】

【介護保険の給付の対象となるサービスの利用料金＝身体介護が中心である場合】

区　　分	サービス利用時間	サービス利用料（A）	介護保険からの給付費（B）	お客様自己負担額（A－B）
身　体　介　護	２０分未満	1,６７０円	1,５０３円	１６７円
	２０分以上３０分未満	2,５００円	2,２５０円	２５０円
	３０分以上１時間未満	3,９６０円	3,５６４円	３９６円
	１時間以上１時間３０分未満	5,７９０円	5,２１１円	５７９円
	以降３０分増すごとの加算額	８４０円	７５６円	８４円

【介護保険の給付の対象となるサービスの利用料金＝生活援助が中心である場合】

区　　分	サービス利用時間	サービス利用料（A）	介護保険からの給付費（B）	お客様自己負担額（A－B）
生　活　援　助	２０分以上４５分未満	1,８３０円	1,６４７円	１８３円
	４５分以上	2,２５０円	2,０２５円	２２５円

【各種加算】

区　　分	初 回 加 算（1月）	緊急時訪問介護加算（1回）
サービス利用料（A）	2,０００円	1,０００円
介護保険からの給付費（B）	1,８００円	９００円
お客様自己負担額（A）－（B）	２００円	１００円

※1）当事業所は「特定事業所加算（Ⅱ）」に該当するため、上記のサービス利用料金に１０％の利用料が加算されます。

※2）上記料金表には１割負担の場合を記載しておりますが、お客様の所得等により負担割合が2割、3割に該当する方もおります。その場合は上記料金表の2倍、3倍の料金となります。（各種加算も同様の扱い）詳しくは市区町村から交付された「介護保険負担割合証」をご確認ください。

※3）上記の料金に１3.7％「介護職員処遇改善加算（Ⅰ）」を乗じた額がお客様の利用料金となります。（四捨五入等により若干の誤差が生じることがあります）

※4）上記の料金に6.3％「介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）」を乗じた額がお客様の利用料金となります。（四捨五入等により若干の誤差が生じることがあります）

※5）上記の料金に2.4％「介護職員等ベースアップ等支援加算」を乗じた額がお客様の利用料金となります。（四捨五入等により若干の誤差が生じることがあります）

【介護保険の給付対象とならないサービスと利用料金】

１．介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービス
　サービス利用料は、全額、お客様の自己負担となります。なお、各加算措置も同様です。また、低所得者のお客様等に対する軽減措置はありません。

２．交　通　費
　通常の事業実施地域（北広島市、札幌市厚別区の区域）以外の地域にお住まいの方で、サービスを利用される場合
①公共交通機関等を利用する場合：
　　バス、タクシー、鉄道等を利用する実費相当額。
②当事業所の車両を使用する場合：
　　自動車走行距離（㎞）×２２円／㎞
　※１キロメートル未満の距離の端数は、四捨五入する。

３．その他のサービス
①コピー代（１枚につき、白黒１０円、カラー３０円）
(1)お客様から特に申し出があった書類を対象とします。
・個人別訪問介護記録など
(2)介護保険サービスを利用する上で必要な書類は無料です。
・契約書　・重要事項説明書　・同意書
・訪問介護計画書など

北広島市高齢者総合ケアセンター／聖芳園ホームヘルパーステーション

料　金　表　【介護予防訪問介護】

【介護予防訪問介護費】（１月あたりのご利用料金）

区　　分	サービス利用回数	サービス利用料（A）	介護保険からの給付費（B）	お客様自己負担額（A－B）
介　護　予　防	（Ⅰ）週１回程度	１１,７６０円	１０,５８４円	１,１７６円
	（Ⅱ）週２回程度	２３,４９０円	２１,１４１円	２,３４９円
	（Ⅲ）週２回を超える程度	３７,２７０円	３３,５４３円	３,７２７円

【各種加算】

区　　分	初回加算（1月）
サービス利用料（A）	2,000円
介護保険からの給付費（B）	1,800円
お客様自己負担額（A）－（B）	２００円

※１）上記料金表には１割負担の場合を記載しておりますが、お客様の所得等により負担割合が２割、３割に該当する方もおります。その場合は上記料金表の２倍、３倍の料金となります。（各種加算も同様の扱い）詳しくは市区町村から交付された「介護保険負担割合証」をご確認ください。

※２）上記料金に１３.７％「介護職員処遇改善加算（Ⅰ）」を乗じた額がお客様の利用料金となります。（四捨五入等により若干の誤差が生じることがあります）

※３）上記の料金に６.３％「介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）」を乗じた額がお客様の利用料金となります。（四捨五入等により若干の誤差が生じることがあります）

※４）上記の料金に２.４％「介護職員等ベースアップ等支援加算」を乗じた額がお客様の利用料金となります。（四捨五入等により若干の誤差が生じることがあります）

【介護保険の給付対象とならないサービスと利用料金】

１．介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービス
　サービス利用料は、全額、お客様の自己負担となります。なお、各加算措置も同様です。また、低所得者のお客様等に対する軽減措置はありません。

２．交　通　費
　通常の事業実施地域（北広島市、札幌市厚別区の区域）以外の地域にお住まいの方で、サービスを利用される場合
①公共交通機関等を利用する場合：
　　バス、タクシー、鉄道等を利用する実費相当額。
②当事業所の車両を使用する場合：
　　自動車走行距離（㎞）×２２円／㎞
　※１キロメートル未満の距離の端数は、四捨五入する。

３．その他のサービス
①コピー代（１枚につき、白黒１０円、カラー３０円）
(1)お客様から特に申し出があった書類を対象とします。
・個人別訪問介護記録など
(2)介護保険サービスを利用する上で必要な書類は無料です。
・契約書　・重要事項説明書　・同意書
・訪問介護計画書など

北広島市高齢者総合ケアセンター／聖芳園ホームヘルパーステーション